

証券コード 2929  
2019年10月3日

株 主 各 位

京都市西京区御陵大原1番地49  
株式会社ファーマフーズ  
代表取締役社長 金 武 祐

## 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、3頁から4頁のご案内のとおり書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年10月23日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年10月24日（木曜日）午後2時（午後1時受付開始）
2. 場 所 京都市西京区御陵大原1番地49  
当社本店 3階 会議室  
【ご案内】株主総会終了後、創薬研究所をご案内差し上げます。  
【ご注意】昨年と開催場所、開始時刻が異なっております。  
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご確認ください。
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 1. 第22期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第22期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pharmafoods.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pharmafoods.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

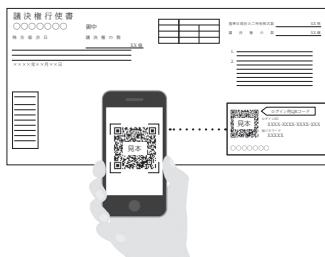


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

( 2018年 8 月 1 日から  
2019年 7 月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは「医薬」(Pharmaceuticals)と「食」(Foods)の融合「ファーマフーズ(Pharma Foods)」を実現するため、「Bio Business Triangle」をコンセプトに、「機能性素材(Bio seeds)」「バイオメディカル(Bio medical)」「通信販売(Bio value)」の3事業を主要事業としております。

当連結会計年度におきましては、3事業全てで大幅な増収増益となり、過去最高の売上高、営業利益、経常利益及び純利益を達成いたしました。

当連結会計年度の売上高は10,532百万円(前期比32.6%増)、営業利益576百万円(前期比94.4%増)、経常利益636百万円(前期比77.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益499百万円(前期比59.4%増)となりました。

各セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントごとの経営成績を適切に反映させるため、全社費用の配分方法等を変更しております。このため、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の配分方法等により組み替えた数値で比較しております。

(バイオメディカル事業)

バイオメディカル事業が属する製薬業界におきましては、抗体医薬等の分子標的薬の研究開発が、引き続き活況を呈しております。当社は、独自の鳥類由来抗体取得技術「ALAgene<sup>®</sup> technology (アラジンテクノロジー)」により、従来技術では取得困難な創薬ターゲット分子に対する高親和性の抗体取得が可能です。鳥類由来のヒト化抗体等を用いて、「自己免疫疾患」「悪性腫瘍」を対象疾患とした抗体医薬の研究開発を行っております。

「自己免疫疾患プロジェクト」においては、2018年10月、田辺三菱製薬株式会社と自己免疫疾患治療を目指した抗体医薬に関する共同研究契約を締結いたしました。本共同研究は、開発段階への進展及びライセンス契約に向けて着実に進捗しており、将来にわたる収益獲得の可能性を高めております。

本共同研究は、当社が創出した自己免疫疾患の創薬ターゲット分子に対する抗体を、両社の技術で改良し、新たな抗体医薬品の創製を目指すものです。本共同研究から開発段階にステージが進展した場合、別途、独占的ライセンス契約を締結し、契約一時金、開発段階に応じたマイルストーン及び販売額に応じた一定のロイヤリティーを得ます。

「悪性腫瘍プロジェクト（標的分子：F S T L 1）」においては、国立がん研究センターとの共同研究を継続しております。同センターが大量に保有する各種ヒト悪性腫瘍組織等について、F S T L 1の発現解析を順次行っております。また、当社が保有する抗F S T L 1抗体を用いた各種悪性腫瘍細胞株に対する抗腫瘍試験も並行して行っております。今後も、共同研究を推進しつつ、製薬企業との提携交渉を継続してまいります。

「骨形成プロジェクト」では、卵黄由来の骨形成ペプチド「リプロタイト」が、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）「平成30年度 難治性疾患実用化研究事業」に、東京大学との共同研究事業として選定されております。骨形成不全症の治療薬の候補として、「リプロタイト」の作用機序の解明と、動物モデルでの薬効評価を行いつつ、製薬企業との提携交渉を行ってまいります。

また、バイオメディカル事業では、新たな創薬ターゲットに対する抗体作製等を行いつつ、外部企業からの分析・効能評価試験等を受託するL S I（Life Science Information）事業を行っております。

以上の結果、バイオメディカル事業の当連結会計年度の売上高は231百万円（前期比531.6%増）、セグメント利益は21百万円（前期は86百万円の損失）となりました。

#### （機能性素材事業）

機能性素材事業が属する機能性表示食品、健康食品市場は、健康維持・増進への高い意識を背景に、市場規模が拡大しております。当社の主力商品である「G A B A（ギャバ）」と美白素材「セレプロン®」の売上が順調に推移したことを受け、増収・増益を達成しております。

国内においては、「G A B A」を採用した機能性表示食品の販売の増加により、売上が堅調に推移しております。2015年から開始された機能性表示食品制度の届出件数は、2019年7月末時点で2,200件を超え、着実に認知度が広がっております。その中で「G A B A」の届出件数は253件であり、全品目中第2位の採用実績を誇ります。「ストレス緩和」「疲労感の軽減」「睡眠の質の改善」及び「血圧」の4つの機能性表示に対応可能な「G A B A」は、引き続き多くの食品・飲料メーカーから引き合いを受けており、今後も一層の伸長が見込まれます。また、海外においても、「G A B A」は北米を中心に好調に推移しております。

骨形成成分である「ボーンペップ®」は、ロート製薬株式会社及びオハヨー乳業株式会社より、それぞれ「セノビック」ブランドの粉末飲料、ヨーグルトとして展開されているほ

か、中国においても販売しております。

卵黄由来の育毛成分である「HGP® (Hair Growth Peptide)」は、流通・健康食品メーカー等で採用が進展しております。従来にはない経口摂取による育毛素材として関心を集めており、今後も一層の拡大に努めてまいります。

酵母由来の美白素材「セレプロン®」は、サプリメント原料、化粧品原料として広がりを見せ、アジア市場を中心に大きく伸びを見せております。

以上の結果、当連結会計年度の機能性素材事業の売上高は、1,777百万円（前期比10.5%増）、セグメント利益は713百万円（前期比17.9%増）となりました。

#### （通信販売事業）

通信販売事業が属する健康食品、化粧品市場は、中高年齢層を中心とした健康、美容への意識の高まりを背景に、市場が拡大しております。当社は、自社で独自に開発した機能性素材を配合したサプリメント（「タマゴ基地」ブランド）及び化粧品（「SOGNANDO（ソニヤンド）」ブランド等）を、当社及び子会社の株式会社フューチャーラボにおいて販売しております。

サプリメントの分野では、膝関節用サプリメント「タマゴサミン®」を中心に、テレビ、ラジオ、WEB等で積極的に広告宣伝を行っております。テレビ広告では、BS局、CS局及び地方局での放送に加え、キー局にも展開を広げており、今後も放送枠の拡大を進めてまいります。

また、クロスセルにも取り組んでおり、膝サポーター「ひざ衛門」等を組み合わせて販売することで、顧客単価の向上が進展しております。

化粧品の分野では、活性卵殻膜を配合した美肌クリーム「珠肌のうみつ」「珠肌ランシェール」等の販売拡大に注力しました。また、QVCやショッピングチャンネル等のTVショッピング専門チャンネルでの化粧品販売も積極的に展開しました。

通信販売事業全体で、効率を重視した積極的な広告投資、コールセンター機能の拡充、CRM（Customer Relationship Management）の強化等の諸施策を推進し、事業拡大と収益化が進展いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の通信販売事業の売上高は、8,523百万円（前期比35.3%増）と大幅な増収となりました。更なる成長を見据えた積極的な投資を行い、広告宣伝費4,926百万円（前期は3,637百万円）を計上した結果、セグメント利益は288百万円（前期比65.8%増）となりました。

## セグメント別売上高

区 分	第21期 (2018年7月期)		第22期 (2019年7月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
機 能 性 素 材 事 業	1,608百万円	20.2%	1,777百万円	16.9%	169百万円	10.5%
通 信 販 売 事 業	6,298百万円	79.3%	8,523百万円	80.9%	2,225百万円	35.3%
バ イ オ メ デ ィ カ ル 事 業	36百万円	0.5%	231百万円	2.2%	194百万円	531.6%
合 計	7,943百万円	100.0%	10,532百万円	100.0%	2,589百万円	32.6%

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額(有形固定資産及び無形固定資産)は、280百万円となりました。主なものは、次のとおりであります。  
バイオメディカル事業 創薬研究所の新設 221百万円

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,550百万円の調達を実施しました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2016年7月期)	第20期 (2017年7月期)	第21期 (2018年7月期)	第22期 (当連結会計年度) (2019年7月期)
売 上 高 (千円)	3,460,766	4,722,596	7,943,262	10,532,834
経 常 利 益 (千円)	24,413	143,857	359,571	636,988
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	25,896	101,310	313,661	499,849
1株当たり当期純利益 (円)	0.89	3.49	10.80	17.21
総 資 産 (千円)	4,472,607	5,843,875	6,327,798	8,731,254
純 資 産 (千円)	3,496,779	3,592,486	3,910,160	4,315,787
1株当たり純資産額 (円)	119.96	123.21	133.94	148.50

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 第22期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用したため、第21期についても遡及適用後の総資産を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2016年7月期)	第20期 (2017年7月期)	第21期 (2018年7月期)	第22期 (当事業年度) (2019年7月期)
売 上 高 (千円)	3,465,178	4,213,770	5,890,828	8,078,218
経 常 利 益 (千円)	21,693	18,046	345,203	568,127
当期純利益 (△損失) (千円)	△38,065	75,205	325,457	424,713
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△1.31	2.59	11.21	14.63
総 資 産 (千円)	4,359,681	5,506,116	6,128,560	8,630,007
純 資 産 (千円)	3,409,214	3,463,021	3,781,206	4,204,498
1株当たり純資産額 (円)	117.04	118.99	130.09	144.67

(注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 第22期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用したため、第21期についても遡及適用後の総資産を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ファーマフーズコミュニケーション	12,400千円	100.0%	コールセンター事業
株式会社フューチャーラボ	100,000千円	100.0%	化粧品及び美容雑貨の販売

(注) 2018年12月28日に株式会社ファーマフーズコミュニケーションの株式27.2%を追加取得し、同社を完全子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えようとしております。このような中、当社グループは、人々の健康に貢献することを基本方針とし、「100歳時代に価値ある豊かさ」と価値ある健康を」をビジョンとし、以下の事項に取り組んでまいります。

#### ① 事業展開について

(バイオメディカル事業)

バイオメディカル事業では、進行中の「自己免疫疾患プロジェクト」「悪性腫瘍プロジェクト」「骨形成プロジェクト」のそれぞれについて、製薬企業とのライセンス契約の早期締結と、前臨床研究の速やかな進捗を目指し、順次交渉・研究を行ってまいります。

製薬業界におきましては世界医薬品売上高トップ10の内、抗体医薬品が5品目を占めており、抗体医薬等の分子標的薬の研究開発が、引き続き活況を呈しております。当社は、独自の鳥類由来抗体取得技術「ALAgene<sup>®</sup> technology (アラジノテクノロジー)」により作出した鳥類由来のヒト化抗体等を用いて、「自己免疫疾患」「悪性腫瘍」を対象疾患とした抗体医薬の研究開発を行ってまいります。「骨形成プロジェクト」では、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)の「難治性疾患実用化研究事業」において、東京大学との共同研究が2年目に入っており、骨形成不全症モデルに対する有効性を検証しております。さらに、骨形成不全症以外の疾患に対する「リプロタイト<sup>®</sup>」の適用範囲の拡大を目指して研究を進めつつ、製薬企業との提携交渉を行ってまいります。

進行中のプロジェクトに加え、新たな創薬ターゲットに対する抗体医薬候補を創出するために、公的研究機関やベンチャー企業等との共同研究を推進してまいります。また、2019年秋に完成予定の創薬研究所を活用し、創薬研究の飛躍的な進展に繋げてまいります。

#### (機能性素材事業)

機能性素材事業では、主力素材の「GABA」が機能性表示食品制度等により成長しております。「GABA」以外の素材についても、機能性表示食品制度に対応できるよう、エビデンスを取得してまいります。

当社は、機能性素材の研究において、基盤素材である「たまご」から、「ボンペップ®」「ランペップ®」「iHA®」「HGP®」等を開発してきました。経口摂取の育毛成分「HGP®」は、市場でも注目されており、今後も市場開拓を強化してまいります。

また、新規素材の開発では、「育毛」「脳機能」「アンチエイジング」「運動機能パフォーマンス向上」に注力いたします。化粧品素材開発において、食品において得られた知見を基盤にして、「育毛」「アンチエイジング」等の機能性を有する化粧品素材の開発を強化いたします。

販売面では、海外市場に対応する人材の増強を図り、主力の北米・中国に加え、今後市場拡大が見込まれる東南アジア地域での展開にも注力いたします。国内市場では、引き続き大手食品、飲料メーカーへの営業展開を強化してまいります。また、ドラッグストア等、急激に伸びる流通業界に対して、OEMの提案営業を積極的に行ってまいります。

#### (通信販売事業)

通信販売事業では、当社の独自素材「iHA®」を配合したサプリメント、「タマゴサミン」のリピート販売を拡大してまいります。当社は「iHA®」以外にも、「GABA」等の独自素材を数多く有しております。今後も、「タマゴサミン」に続く主力商品を開発し、拡販してまいります。

化粧品分野では、当社の独自素材である活性卵殻膜を配合した美肌クリーム「珠肌のうみつ」「珠肌ランシェル」等の、リピート販売を拡大してまいります。

広告展開では、BSテレビ局、CSテレビ局、地方テレビ局に加え、キー局でも展開してまいります。WEB広告にも注力し、効率的な新規顧客の獲得を図ります。また、QVCやショッピングチャンネル等のTVショッピング専門チャンネルでの化粧品販売も積極的に展開してまいります。

今後も効率を重視した積極的な広告投資、コールセンター機能の拡充、CRM (Customer Relationship Management) の強化等の諸施策を推進し、事業拡大と収益化を進展させてまいります。

② 組織体制について

年齢、性別、国籍等にとらわれることなく、意欲、実力を重視した評価、育成を行い、強固な組織体制の構築を目指します。また優秀な人材、グローバルな人材の積極的な採用を進めてまいります。

③ 企業規模の拡大について

更なる企業規模の拡大を目指し、M&Aに積極的に取り組んでまいります。

④ 収益力の向上、財務基盤の維持

規模の拡大に伴うスケールメリットを発揮し、収益力の向上を図ります。また、キャッシュ・フローを重視した経営を行い、財務基盤を維持しながら適切な投資判断を行ってまいります。

**(5) 主要な事業内容 (2019年7月31日現在)**

当社グループは、機能性食品素材の生理機能探索、応用研究及び販売を基盤収益事業としており、主な製品及び事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
機能性素材事業 (B to B事業)	「GABA (ギャバ)」「ボーンペップ」「葉酸たまご」「鶏卵抗体 (オポプロン)」等の機能性素材の開発、販売を行っております。また、サプリメント、飲料等のOEM製品の企画、販売を行っております。
通信販売事業 (B to C事業)	自社製品のサプリメント「タマゴサミン」、化粧品「珠肌ランシエル」、株式会社フューチャーラボの化粧品「デルマQⅡマイルドピーリングゲル」等の各製品を、テレビ、ラジオ等の広告媒体を通じて販売しております。
バイオメディカル事業	創薬事業、医薬品・診断薬開発目的のための「抗体受託作製事業」及び各素材・製品等に関して分析・効能評価試験を行う「LSI (Life Science Information) 事業」を行っております。

## (6) 主要な営業所 (2019年7月31日現在)

### ① 当社

本 店	京都市西京区御陵大原 1 番地49
東 京 営 業 所	東京都港区赤坂 8 丁目 5 番32号

### ② 子会社

株式会社ファーマフーズ コミュニケーション	福岡市中央区渡辺通 2 丁目 4 番 8 号
株式会社フューチャーラボ	東京都港区赤坂 8 丁目 5 番32号
株式会社メディアラボ	東京都港区赤坂 8 丁目 5 番32号

## (7) 従業員の状況 (2019年7月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減	
機能性素材事業	29名 (3名)	1名増	(2名増)
通信販売事業	86名 (41名)	14名増	(8名増)
バイオメディカル事業	13名 (－)	3名増	－
全社 (共通)	9名 (5名)	2名増	－
合計	137名 (49名)	20名増	(10名増)

(注) 上記従業員数は、就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名 (17名)	9名増 (10名増)	37.3歳	4.4年

(注) 上記従業員数は、就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2019年7月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
株式会社京都銀行	1,855,070千円
株式会社三菱UFJ銀行	630,720千円
株式会社滋賀銀行	460,000千円
京都中央信用金庫	81,740千円
株式会社りそな銀行	44,989千円
株式会社三井住友銀行	34,721千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2019年7月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 68,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 29,037,700株 |
| (3) 株主数         | 9,011名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

株主名	持株数	持株比率
金 武祚	3,633,100株	12.51%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CA SHPB)	1,517,400株	5.22%
江崎グリコ株式会社	732,000株	2.52%
益田 和二行	713,100株	2.45%
鈴木 千尋	649,100株	2.23%
金 英一	649,000株	2.23%
金 みれい	582,100株	2.00%
金 湧淑	525,500株	1.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	524,700株	1.80%
松井証券株式会社	512,400株	1.76%

- (注) 1 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は3,500株増加しております。  
2 自己株式は所有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年7月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権の状況 (2019年7月31日現在)

当社は、2016年3月22日の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員に対して、有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。

決議年月日	2016年3月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員 29名
新株予約権の数	413個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 41,300株
新株予約権の行使時の払込金額	453円
新株予約権の行使期間	2018年11月1日から2023年4月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 453円 資本組入金 227円
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 1. 新株予約権者は、2017年7月期及び2018年7月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、経常利益の累計額が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

- (a) 300 百万円を超過した場合： 50%
- (b) 400 百万円を超過した場合： 80%
- (c) 500 百万円を超過した場合： 100%

- 2. 上記1における経常利益の判定において、適用される会計基準の変更等により経常利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を当社取締役会にて定めるものとする。
- 3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 4. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 武 祐	
常務取締役	益 田 和 二 行	通販事業部担当 バイオメディカル部担当 レストラン事業部担当 株式会社フューチャーラボ代表取締役社長 株式会社ファーマフーズコミュニケーション代表取締役専務 ベナート株式会社代表取締役副社長
常務取締役	堀 江 典 子	営業部担当 開発部担当 生産管理部担当
常務取締役	青 笹 正 義	管理部部長
取締役	佐 村 信 哉	株式会社SSプランニング代表取締役社長
取締役	山 根 哲 郎	パナソニック健康保険組合松下記念病院院長 パナソニック健康保険組合松下看護専門学校 学校長
常勤監査役	伊 井 野 貴 史	
監査役	辻 本 真 也	辻本税理士事務所 代表
監査役	八 田 信 男	I D E C株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 佐村信哉氏及び取締役 山根哲郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 辻本真也氏及び監査役 八田信男氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 辻本真也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役 佐村信哉氏、取締役 山根哲郎氏、監査役 辻本真也氏及び監査役 八田信男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度中に以下の取締役の担当等の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
益 田 和 二 行	常務取締役 通販事業部担当 バイオメディカル部担当 レストラン事業部担当	常務取締役 管理部門担当	2018年12月1日
堀 江 典 子	常務取締役 営業部担当 開発部担当 生産管理部担当	常務取締役 営業部担当 通販事業部担当 レストラン事業部担当	2018年12月1日
青 笹 正 義	常務取締役 管理部部長	取締役 研究開発部門担当	2018年12月1日

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

## (3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	101,862千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,523千円 (1,200千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	110,386千円 (7,200千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年10月24日開催の第21期定時株主総会において年額200,000千円以内(うち社外取締役分30,000千円以内)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年10月27日開催の第8期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐村信哉氏は、株式会社SSプランニングの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役山根哲郎氏は、パナソニック健康保険組合松下記念病院院長及びパナソニック健康保険組合松下看護専門学校学校長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役八田信男氏は、I D E C株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 佐村信哉	<p>イ. 取締役会への出席状況 当事業年度に開催された取締役会23回全てに出席いたしました。</p> <p>ロ. 取締役会における発言状況 主に通信販売事業に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。</p>
取締役 山根哲郎	<p>イ. 取締役会への出席状況 2018年10月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。</p> <p>ロ. 取締役会における発言状況 主に医師としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。</p>
監査役 辻本真也	<p>イ. 取締役会及び監査役会への出席状況 当事業年度に開催された取締役会23回全てに、また、監査役会13回全てに出席いたしました。</p> <p>ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況 主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 八田信男	<p>イ. 取締役会及び監査役会への出席状況 当事業年度に開催された取締役会23回のうち21回、また、監査役会13回全てに出席いたしました。</p> <p>ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況 主に経営に関する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言・提言を行っております。また、監査役会においても同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

海南監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下の内部統制システム基本方針に則り、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努める。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、取締役会においてコンプライアンス上の重要事項を審理する。
- ・ コンプライアンスに関する報告・相談窓口として、管理部長及び常勤監査役を置く。
- ・ 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査する。
- ・ 内部監査部門である社長室は、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証し、その結果を社長及び監査役に報告する。
- ・ 取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- ・ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- ・ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程により適切に作成・保存する。
- ・ 取締役、監査役より閲覧の請求があれば、管理担当部署を通じてこれに応じる。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 社内規程により職務権限等を規定し、損失の危機の管理に努める。
- ・ 研究開発に関わる危機の管理については、安全委員会等を設置し、危機の管理に努める。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 定時取締役会を毎月1回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ・ 取締役及び必要に応じて各部署より関係者が出席し、毎週1回幹部会を開催し、業務執行の円滑化と経営の迅速化を図るとともに、当社の運営状況等の確認や部署間の相互牽制を図る。

#### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令遵守（コンプライアンス）を業務遂行上、もっとも重要な課題のひとつとして位置づける。コンプライアンス体制を整備し、その有効性を向上させるために、取締役会においてコンプライアンス上の重要事項を審理する。
- ・ コンプライアンスに関する報告・相談窓口として、管理部長及び常勤監査役を置く。
- ・ 内部監査部門である社長室は、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証し、その結果を社長及び監査役に報告する。

#### ⑥会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の内部統制に関する体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
- ・ 当社は子会社の経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の業績向上に寄与するように「関係会社管理規程」を制定し、これに基づき子会社に対し報告を求め、損失の危険の管理及び子会社の取締役等の職務執行について、適法性と効率性の管理を行う。
- ・ 子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求め、協議を行う。

#### ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができる。なお、監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取り扱いは監査役の同意を得て行い、取締役からの独立性を確保する。
- ・ 取締役は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

**⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ・ 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべき事項が生じたときは、速やかにこれを監査役に報告する。
- ・ 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受ける。
- ・ 会社は、監査役が取締役、使用人と常時情報交換を行う体制を整える。

**⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・ 監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

**⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした時は、当該監査役職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

**⑪その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査役は、内部監査人、監査法人等との緊密な連携及び情報交換を推進するため意見交換会を定期的開催する。
- ・ 監査役は、監査役相互の連携を図るため、毎月1回以上の監査役会を開催する。

**⑫財務報告の適正性を確保するための体制**

- ・ 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ・ 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- ・ 内部統制担当者は、内部統制の不備に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- ・ 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

- ①「コンプライアンス基本規程」を制定し、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。
- ②取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところにより適正に保存し、管理しております。
- ③月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。  
また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規程」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運営を図っております。
- ④監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ⑤財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家を交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。

そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、会社設立以来現在に至るまで事業資金の流出を避け、内部留保の充実に努めるため利益配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つと認識しており、今後の株主の皆様への剰余金の配当につきましては、内部留保とバランスを取りながら検討していく方針です。

また、自己株式の取得につきましても、株主に対する有効な利益還元の一つとして検討していく方針です。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>6,887,782</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,337,705</b> |
| 現金及び預金             | 4,316,695        | 支払手形及び買掛金              | 266,640          |
| 受取手形及び売掛金          | 1,280,837        | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,062,312        |
| 商品及び製品             | 987,546          | 未払金                    | 365,361          |
| 仕掛品                | 31,510           | 未払法人税等                 | 86,629           |
| 原材料及び貯蔵品           | 45,813           | 賞与引当金                  | 2,418            |
| その他                | 227,508          | その他                    | 554,343          |
| 貸倒引当金              | △2,129           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,077,761</b> |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,843,472</b> | 長期借入金                  | 2,044,928        |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>954,830</b>   | 退職給付に係る負債              | 20,916           |
| 建物及び構築物            | 250,476          | その他                    | 11,917           |
| 機械装置及び運搬具          | 9,505            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,415,467</b> |
| 工具、器具及び備品          | 34,814           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                  |
| 土地                 | 387,863          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>4,302,650</b> |
| リース資産              | 14,634           | 資本金                    | 2,032,228        |
| 建設仮勘定              | 257,536          | 資本剰余金                  | 1,811,027        |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>238,672</b>   | 利益剰余金                  | 459,394          |
| のれん                | 191,159          | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>9,419</b>     |
| その他                | 47,512           | その他有価証券評価差額金           | 9,387            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>649,969</b>   | 繰延ヘッジ損益                | 32               |
| 投資有価証券             | 145,607          | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>3,717</b>     |
| 関係会社長期貸付金          | 77,602           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,315,787</b> |
| その他                | 431,759          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>8,731,254</b> |
| 貸倒引当金              | △5,000           |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,731,254</b> |                        |                  |

# 連結損益計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 10,532,834 |
| 売上原価            |         | 1,996,281  |
| 売上総利益           |         | 8,536,553  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 7,960,300  |
| 営業利益            |         | 576,253    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 5,557   |            |
| 受取配当金           | 300     |            |
| 補助金収入           | 36,338  |            |
| 持分法による投資利益      | 16,559  |            |
| 業務受託料           | 8,196   |            |
| その他             | 8,640   | 75,592     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 7,357   |            |
| 為替差損            | 12,152  |            |
| 貸倒引当金繰入額        | △5,134  |            |
| その他             | 480     | 14,856     |
| 経常利益            |         | 636,988    |
| 特別利益            |         |            |
| 関係会社株式売却益       | 32,301  | 32,301     |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 710     | 710        |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 668,579    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 101,291 |            |
| 法人税等調整額         | 59,474  | 160,766    |
| 当期純利益           |         | 507,813    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 7,963      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 499,849    |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |           |             |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                 | 2,031,278 | 1,882,910 | △40,455   | 3,873,733   |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |           |             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |           | 499,849   | 499,849     |
| 新株予約権の行使                  | 950       | 950       |           | 1,900       |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減        |           | △72,833   |           | △72,833     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |           |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 950       | △71,882   | 499,849   | 428,917     |
| 当 期 末 残 高                 | 2,032,228 | 1,811,027 | 459,394   | 4,302,650   |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |             | 新株予約権 | 非支配株主分  | 純資産合計     |
|---------------------------|-----------------------|---------|----------|-------------|-------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券評価差額           | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額 |       |         |           |
| 当 期 首 残 高                 | 12,426                | -       | 2,765    | 15,192      | 4,032 | 17,202  | 3,910,160 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |         |          |             |       |         |           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                       |         |          |             |       |         | 499,849   |
| 新株予約権の行使                  |                       |         |          |             |       |         | 1,900     |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減        |                       |         |          |             |       |         | △72,833   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △3,039                | 32      | △2,765   | △5,772      | △315  | △17,202 | △23,290   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △3,039                | 32      | △2,765   | △5,772      | △315  | △17,202 | 405,626   |
| 当 期 末 残 高                 | 9,387                 | 32      | -        | 9,419       | 3,717 | -       | 4,315,787 |

# 貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,808,824</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,368,884</b> |
| 現金及び預金             | 3,631,549        | 買掛金                    | 234,371          |
| 受取手形               | 13,328           | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,062,312        |
| 売掛金                | 1,180,662        | 未払金                    | 539,535          |
| 商品及び製品             | 562,235          | 前受金                    | 23,306           |
| 仕掛品                | 21,158           | 未払法人税等                 | 77,291           |
| 原材料及び貯蔵品           | 44,806           | 賞与引当金                  | 1,809            |
| 前渡金                | 48,026           | その他の                   | 430,258          |
| 前払費用               | 20,884           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,056,624</b> |
| その他の               | 288,302          | 長期借入金                  | 2,044,928        |
| 貸倒引当金              | △2,129           | リース債務                  | 10,928           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>2,821,183</b> | 退職給付引当金                | 768              |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>937,341</b>   | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,425,509</b> |
| 建物                 | 242,266          | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                  |
| 構築物                | 3,350            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>4,191,361</b> |
| 車両運搬具              | 9,505            | <b>資 本 金</b>           | <b>2,032,228</b> |
| 工具、器具及び備品          | 23,312           | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>1,882,932</b> |
| 土地                 | 387,863          | 資本準備金                  | 1,882,932        |
| リース資産              | 13,507           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>276,199</b>   |
| 建設仮勘定              | 257,536          | その他利益剰余金               | 276,199          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>46,386</b>    | 別途積立金                  | 30,000           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,837,454</b> | 繰越利益剰余金                | 246,199          |
| 投資有価証券             | 1,352,580        | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>9,419</b>     |
| 関係会社株式             | 145,607          | その他有価証券評価差額金           | 9,387            |
| 関係会社長期貸付金          | 77,602           | 繰延ヘッジ損益                | 32               |
| 保険積立金              | 245,300          | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>3,717</b>     |
| 繰延税金資産             | 11,384           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,204,498</b> |
| その他の               | 9,980            | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>8,630,007</b> |
| 貸倒引当金              | △5,000           |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>8,630,007</b> |                        |                  |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 8,078,218 |
| 売 上 原 価               |        | 1,514,019 |
| 売 上 総 利 益             |        | 6,564,199 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 6,036,417 |
| 営 業 利 益               |        | 527,781   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 5,644  |           |
| 受 取 配 当 金             | 300    |           |
| 補 助 金 収 入             | 31,130 |           |
| 業 務 受 託 料             | 12,120 |           |
| そ の 他                 | 5,949  | 55,144    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 7,299  |           |
| 為 替 差 損               | 12,152 |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | △5,134 |           |
| そ の 他                 | 480    | 14,798    |
| 経 常 利 益               |        | 568,127   |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 199    | 199       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 567,928   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 83,740 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 59,474 | 143,214   |
| 当 期 純 利 益             |        | 424,713   |

# 株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |             |           |                     |             |                  | 株 主 資 本 計<br>合 計 |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------------------|-------------|------------------|------------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |                     |             | 株 主 資 本 計<br>合 計 |                  |
|                                 |           | 資本準備金     | 資本剰余金計<br>合 | その他利益剰余金  |                     |             |                  |                  |
|                                 |           |           |             | 別積立<br>金  | 繰越<br>利益<br>剰余<br>金 | 利益剰余金計<br>合 |                  |                  |
| 当 期 首 残 高                       | 2,031,278 | 1,881,982 | 1,881,982   | 30,000    | △178,513            | △148,513    | 3,764,747        |                  |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |             |           |                     |             |                  |                  |
| 当 期 純 利 益                       |           |           |             |           | 424,713             | 424,713     | 424,713          |                  |
| 新株予約権の行使                        | 950       | 950       | 950         |           |                     |             | 1,900            |                  |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額(純額) |           |           |             |           |                     |             |                  |                  |
| 事業年度中の変動額合計                     | 950       | 950       | 950         | -         | 424,713             | 424,713     | 426,614          |                  |
| 当 期 末 残 高                       | 2,032,228 | 1,882,932 | 1,882,932   | 30,000    | 246,199             | 276,199     | 4,191,361        |                  |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                       | 12,426           | -       | 12,426                 | 4,032     | 3,781,206 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |         |                        |           |           |
| 当 期 純 利 益                       |                  |         |                        |           | 424,713   |
| 新株予約権の行使                        |                  |         |                        |           | 1,900     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の<br>変動額(純額) | △3,039           | 32      | △3,007                 | △315      | △3,322    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △3,039           | 32      | △3,007                 | △315      | 423,292   |
| 当 期 末 残 高                       | 9,387            | 32      | 9,419                  | 3,717     | 4,204,498 |

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年9月13日

株式会社ファーマフーズ  
取締役会 御中

### 海南監査法人

|        |       |    |    |   |
|--------|-------|----|----|---|
| 指定社員   | 公認会計士 | 溝口 | 俊一 | ㊟ |
| 業務執行社員 |       |    |    |   |
| 指定社員   | 公認会計士 | 畑中 | 数正 | ㊟ |
| 業務執行社員 |       |    |    |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2018年8月1日から2019年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーマフーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年9月13日

株式会社ファーマフーズ  
取締役会 御中

### 海南監査法人

|        |       |    |    |   |
|--------|-------|----|----|---|
| 指定社員   | 公認会計士 | 溝口 | 俊一 | Ⓔ |
| 業務執行社員 |       |    |    |   |
| 指定社員   | 公認会計士 | 畑中 | 数正 | Ⓔ |
| 業務執行社員 |       |    |    |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーマフーズの2018年8月1日から2019年7月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月17日

株式会社ファーマフーズ 監査役会

|       |     |    |   |
|-------|-----|----|---|
| 常勤監査役 | 伊井野 | 貴史 | Ⓢ |
| 社外監査役 | 辻本  | 真也 | Ⓢ |
| 社外監査役 | 八田  | 信男 | Ⓢ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

##### ① 事業目的の追加

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

##### ② 責任限定契約の新設

非業務執行取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有為な人材の招聘を継続的に行うことができるよう非業務執行取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任限定契約）及び第41条（監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### ③ 文言の追加、修正、条数の繰り下げ

上記条文の新設に伴う条数の繰り下げ、表現の明確化、文言の整理その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                     | 変 更 案                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) <u>カテキン、ポリフェノール類等を主成分とする健康食品の製造</u> | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>(1) <u>各種アミノ酸類、有用タンパク質、その他各種機能性食品素材、その原材料、副産物及び関連製品の研究開発、製造、販売及び輸出入</u> |

| 現 行 定 款                                             | 変 更 案                                        |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| (2) 健康食品の販売及び輸出入                                    | (2) 健康食品の製造、販売及び輸出入                          |
| (3) (条文省略)                                          | (3) (現行どおり)                                  |
| (4) (条文省略)                                          | (4) (現行どおり)                                  |
| (5) 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具及び材料の製造、販売及び輸入                 | (5) 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具及び材料の製造、販売及び輸出入         |
| (6) 飲食店の経営                                          | (6) 検査薬・試薬・診断薬・医薬の開発、製造、販売及び輸出入              |
| (7) 食料品及び酒類の販売                                      | (7) 動物用飼料、動物用飼料添加物、動物用の検査薬・診断薬・医薬等の開発、製造及び販売 |
| (8) ポリクローナル抗体、モノクローナル抗体等を用いた検査薬・試薬・診断薬・医薬の開発、製造及び販売 | (8) 受託研究、受託製造及び販売                            |
| (9) 前号に基づく受託研究、受託製造及び販売                             | (9) 飲食店の経営                                   |
| (10) 有用タンパク質の開発、製造及び販売                              | (10) 食品加工及び食品加工施設のコンサルティング業務                 |
| (11) 動物用飼料、動物用飼料添加物、動物用の検査薬・診断薬・医薬等の開発、製造及び販売       | (11) 健康・美容等に関する日用品雑貨の販売及び輸出入                 |
| (12) 食品加工及び食品加工施設のコンサルタント                           | (12) 包装資材の販売及び輸出入                            |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(13) (条文省略)</p> <p>(14) <u>包装資材の販売及び輸出入</u></p> <p>(15) <u>健康・美容等に関する日用品雑貨の販売及び輸出入</u></p> <p>(16) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>第8条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> | <p>(13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>インターネットその他の通信を利用した通信販売業</u></p> <p>(15) <u>コンピュータソフトウェアの開発及び販売</u></p> <p>(16) <u>広告代理業</u></p> <p>(17) <u>通信販売事業に関する企業コンサルティング業務</u></p> <p>(18) <u>ウェブサイトの企画及び制作</u></p> <p>(19) <u>企業活動に伴う広報活動の受託</u></p> <p>(20) <u>情報処理、研究開発サービス及び情報提供サービスの受託</u></p> <p>(21) <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>又は記録、その他株式並びに</u>新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載もしくは記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載<u>もしくは記録その他株式及び</u>新株予約権に関する取扱い及び手数料<u>並びに株主の権利行使に際しての</u>手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載<u>又は表示を</u>すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)<br/>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(取締役の責任限定契約)</u><br/>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第30条～第32条 (条文省略)</p> <p>(監査役の任期)<br/> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤の監査役)<br/> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)<br/> 第35条 (条文省略)<br/> (新設)</p> | <p>第31条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)<br/> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合における当該監査役の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>(常勤の監査役)<br/> 第35条 監査役会は、<u>その決議によって</u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)<br/> 第36条 (現行どおり)<br/> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第40条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> | <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第42条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役会</u>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第49条 (現行どおり)</p> |

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>[ 新 任 ]</p> <p>いのうえやすのり</p> <p>井上 泰 範</p> <p>(1977年4月8日)</p>                                                                                                                     | <p>2001年 9月 ジュビラン株式会社入社営業部配属</p> <p>2009年 10月 同社取締役就任</p> <p>2015年 7月 同社退社</p> <p>2016年 2月 当社入社通信販売事業部配属</p> <p>2016年 8月 当社通信販売事業部課長</p> <p>2016年 11月 当社通信販売事業部次長</p> <p>2016年 11月 株式会社フューチャーラボ直販本部長</p> <p>2017年 3月 同社常務取締役就任(現任)</p> <p>2017年 3月 株式会社メディアラボ常務取締役就任(現任)</p> <p>2018年 8月 当社化粧品通販事業部部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社フューチャーラボ常務取締役</p> <p>株式会社メディアラボ常務取締役</p> | <p>4,557株</p>  |
| <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社入社以来、通信販売事業に携わり、2016年11月以降、株式会社フューチャーラボにて化粧品の販売拡大を推進してまいりました。2017年3月からは同社常務取締役として化粧品事業を統括しております。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2019年7月31日)現在の従業員持株会における本人持分の株式数も含めて記載しております。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

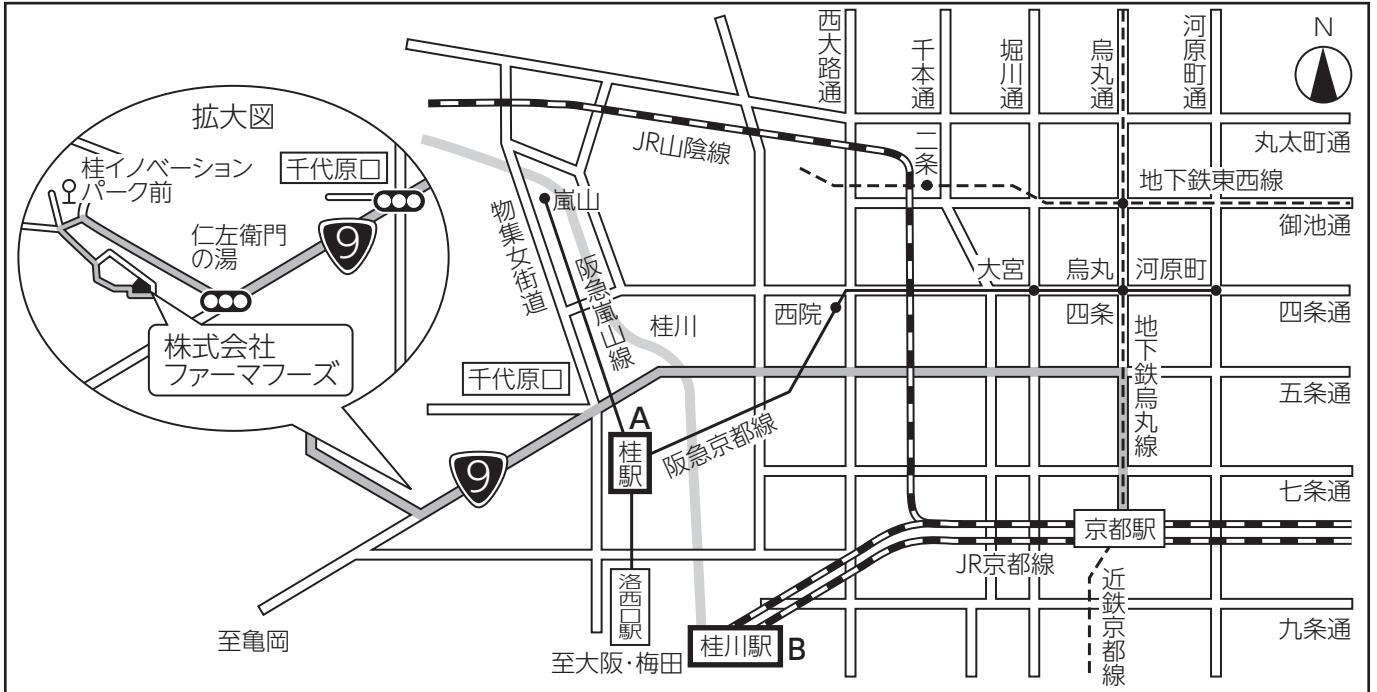
## バス時刻表

| 桂駅西口 発                           | J R 桂川駅前 発                       |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 桂坂中央ゆき<br>乗車時間 約10分<br>乗車料金 240円 | 桂坂中央ゆき<br>乗車時間 約15分<br>乗車料金 240円 |
| 12:22 京都市バス[西6]                  |                                  |
| 12:32 京阪京都交通[20B]                |                                  |
| 12:42 京阪京都交通[20]                 |                                  |
| 12:52 京都市バス[西6]                  | 12:19 ヤサカバス[6]                   |
| 13:02 京阪京都交通[20]                 | 12:49 ヤサカバス[6]                   |
| 13:12 京阪京都交通[20B]                | 13:19 ヤサカバス[6]                   |
| 13:22 京都市バス[西6]                  |                                  |
| 13:32 京阪京都交通[20B]                |                                  |

(注) 交通事情等で到着が遅れる場合がございます。余裕をもってお越しください。

# 株主総会会場ご案内図

会 場 京都市西京区御陵大原1番地49  
当社本店 3階 会議室 TEL 075-394-8600



- J R 京都駅からお越しの方  
京都線（大阪方面ゆき）にて京都駅から桂川駅まで普通電車約5分（2駅）
- 最寄駅から会場までの公共交通機関のご案内（バス） ※前項の時刻表をご確認ください。
  - A 【阪急桂駅からのご来場（西口出口より）】（乗車時間約10分）  
京都市バス西6系統、桂イノベーションパーク前下車徒歩5分  
京阪京都交通20系統、桂イノベーションパーク前下車徒歩5分
  - B 【J R 桂川駅からのご来場（西口出口より）】（乗車時間約15分）  
ヤサカバス6号系統、桂イノベーションパーク前下車徒歩5分
- ※ A、B各駅に当社係員を配置いたします。お身体のご不自由な株主様は、お気軽にお申し付けください。  
※ 当日は駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- お帰りの際の交通手段のご案内  
お帰りの際は、阪急桂駅及び J R 桂川駅それぞれの駅への無料送迎車を準備しております。株主総会終了後、創薬研究所の見学会終了時刻にあわせ、出発時間を複数設定しておりますので、ぜひご利用ください。